

令和元年第9回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月10日（火）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和元年12月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	8番	大淵 一弘	9番 島川 俊昭
	10番	石井 博俊			
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

7番 嶋田 正忠
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第8号	農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について
報告第9号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第29号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第30号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第31号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第32号	非農地証明交付申請について
	その他

事務局	<p>それでは、おそろいですので、ただいまから始めたいと思います。 起立。礼。着席。 ただいまから令和元年度第9回長洲町農業委員会定例会を開会します。 初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。</p>
濱北会長	<p>改めまして、おはようございます。 もう、麦づくりもほとんど終わっておるようでございます。月日のたつのも早いもので、平成から令和にかわって、もうあと二十日で元年が終わります。 今年一年はほんとうに災害の多い年ではなかったかなというふうに思っております。ほんとうにこれも温暖化の気象のせいかわかりませんが、平和な生活ができる状態がほしいなというふうに思っております。 今年の最後の第9回の定例会でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>それでは、本日の欠席委員の御報告いたします。7番嶋田委員より欠席の届出の連絡がっております。本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。</p>
濱北会長	<p>それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長が会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。 それでは、これより議事に入ります。 本日の提出議案は、報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第31号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第32号「非農地証明交付申請について」を議題といたします。 まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、4番中嶋委員、5番松野委員をお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 1ページです。報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告第8号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告をいたします。 受付番号は2番になります。 届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりでございます。</p>
濱北会長	<p>簡単ですが、以上で報告第8号の説明を終わります。 ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。</p>

この件について何か御意見等や質問等はございませんでしょうか。  
—ありません の声有—

濱北会長 ありがとうございます。なければ、報告第8号は、これをもって終わりといたします  
次に進みます。2ページです。報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局 それでは、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。  
議案書の2ページから5ページ、受付番号が64番から74番になります。  
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。  
申請理由につきましても、議案書に記載のとおり、合意解約ということになっております。  
こちら簡単ではございますが、以上で報告第9号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。  
—ありません の声有—

濱北会長 なければ、この件の報告第9号は終わります。  
次に進みます。6ページです。議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。  
議案書の6ページになります。受付番号が19番でございます。  
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。  
申請地については、8ページ、9ページに字図等を載せております。JAたまな長洲総合支所南側になります。  
申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1ページをあわせてごらんください。  
申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。  
全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積11万5,540㎡、農作業歴60年の経験があり、家族5人で作業を行っておられます。申請地には小麦が作付されており、今後も全ての農地を利用するということです。  
機械の所有状況でございますが、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、管理機3台、営農トラック2台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で2分程度ということですが、地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には小麦が作付されており、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。

また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということでございます。

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は11万6,049㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号19番の説明をおわります。

濱北会長 ただいま事務局より説明がございました。それでは、補足説明を農業委員の5番松野委員にお願いいたします。

松野委員 5番の松野です。写真のほうでは耕してありますが、現在はもう麦が植えてありました。家族で作業を一生懸命やられているので、何ら問題はないかと思っておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に御意見を伺います。

楠田推進委員 楠田です。今、松野委員が言われましたとおり、ここは前々から米・麦を栽培されておりまして、今も、麦を植わしておられます。

濱北会長 何ら問題ないかと思っております。以上です。

増岡委員 ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから推進委員より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

事務局 質問なんですけど、今まで麦とかお米とかつくってあったのは、この譲受人さんですか。

増岡委員 はい。

事務局 そうですか。その人にもう県外だからということで、買ってもらうということですね。

増岡委員 はい。

濱北会長 わかりました。

濱北会長 ほかにございませんか。

濱北会長 ーありません の声有ー

濱北会長 なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

濱北会長 ー賛成者挙手ー

事務局 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号19番は原案どおり決定をいたします。

事務局 次に進みます。10ページです。議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局 事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついて」、次のとおり提出いたします。

議案書の10ページ、受付番号11番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、12、13ページに字図等を載せております。向野郵便局東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3ページ、4ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上の埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つの教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関から融資予約通知書による融資金額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年2月1日より着工予定、令和2年8月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は平坦地のため造成の計画はなく、隣接地との高低差もないため、土砂流出のおそれはないと思われるが、隣接地所有者と話し合いの上、3段積みコンクリートブロックを施工するというごさいます。

また、町道側には擁壁が一部施行されており、擁壁がない部分は進入路のため、土砂流出がないよう舗装工事を行うということさいます。

盛り土、整地に当たっては、土砂の流出、崩壊がないよう慎重に施工するというごさいます。

周辺農地への影響はないということさいます、万が一、被害等が生じた場合は、申請者が責任を持って対応をするということさいます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については道路側溝へ放流ということさいます。

以上、受付番号11番の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員9番、島川委員にお願いいたします。

9番、島川です。

ここはもう周りに5軒建っておりまして、あと1軒残った、それでご

濱北会長

島川委員

濱北会長 ございます。

濱北会長 何ら問題はないかと思いますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

城戸推進委員 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。

城戸推進委員 推進委員の城戸で。

濱北会長 この周りはもう以前に出た物件でもう家が建っております。これはもう最後の1区画ですね。

濱北会長 先ほど説明がありましたように、何ら問題はないと思います。皆様の審議のほうよろしく申し上げます。

増岡委員 ありがとうございます。今、事務局と農業委員、推進委員さんの説明がございました。この件について何か質問等はございますでしょうか。

事務局 建てたときの宅地に移動する時期というのはいつなんだろうかね。

増岡委員 地目が変わるのは、建て終わったときです。

事務局 建った後に宅地となっているのね。

濱北会長 なっています。建たなかったら宅地にはなりません。

濱北会長 ほかにありませんか。

濱北会長 ーありません の声有ー

濱北会長 ないようですので、受付番号11番については、農業委員の方の挙手をお願いします。

濱北会長 ー賛成者挙手ー

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号11番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局 次に進みます。14ページです。議案第31号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第31号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

事務局 今回の申請につきましては15ページが総括表となり、2019年の期間ごとの総括になります。

事務局 次の16ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積ということになります。

事務局 詳細につきましては17ページからになりますが、賃借権が今回44件、98筆、13万3,978㎡、期間借地が13件、17筆、1万3,288.91㎡となっております。使用貸借権が2件、2筆、2,340㎡となっております。

濱北会長 簡単ですが、以上、議案第31号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

増岡委員 ちょっと質問なんですけど、一番最初に報告にあったときに、耕作者さんが規模縮小という理由があって解約されたところに、例えば今度、受け手ということの中にそういう名前があるということは、縮小じゃないと思うんですけど、どうなんですか。

事務局	合意解約では、もう一旦、そこは借りないので、そこの規模を縮小させると。
増岡委員	ということになるわけですね。
事務局	はい。
濱北会長	ほかに何か今の件で質問等はないですか。
濱北会長	—ありません の声有—
濱北会長	ないようですので、農業委員の方の挙手をお願いいたします。
濱北会長	—賛成者挙手—
事務局	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>次に進みます。本日の最後です。22ページです。</p> <p>議案第32号「非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第32号、非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものでございます。議案書の22ページ、受付番号は4番、5番になります。</p> <p>申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>説明資料の5ページから8ページもあわせてごらんください。位置及び現況写真を載せております。</p> <p>場所につきましては、向野区と立野区になります。</p> <p>申請理由につきましては、双方とも現地は森林の様を呈しており、農地への回復が見込めないため、地目変更を行うものでございます。</p> <p>なお、農地利用状況調査においては、双方ともB分類の判定を行っております。</p> <p>土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するため御審議をいただくためのものでございます。</p> <p>以上、議案第32号の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	なければ、農業委員の方の挙手をお願いします。
濱北会長	—賛成者挙手—
土山委員	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第32号は原案どおり決定し、非農地通知書を交付いたします。</p> <p>以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆さんから何かございませんか。</p> <p>3番の土山ですけど、農地売買して宅地に転用する場合、建ったら地目が変わるちいうことよね、1年も2年も農業委員会ば通過して、そのままになつとるところって、どんくらいかね、町全体で。</p>

事務局  
土山委員  
事務局  
濱北会長  
事務局  
土山委員  
濱北会長  
事務局  
濱北会長  
濱北会長

どんくらいですか、だいぶあると思います。  
そがんかつは、町はもう何も言わんと。  
事業完了書を出さなきゃいけないので、出してくださいという形でお  
願いをしています。  
罰則も何もなかですか。  
県が許可ば取り消すようこともあるということです。  
さすところは、すぐさすもんね。せんところは、もう1年も2年もそのま  
まになつとるたい。  
そうすると税金関係はどうなると。  
税金関係は、普通の田畑より宅地介在田とか宅地介在畑という、ちょ  
っと宅地に近い形に少し上がります。  
ほかにございませんか。  
—ありません— の声有—  
なければ、事務局のほうから何かないですか。

(その他事務局説明)

1. 農業委員会ブロック別研修会について

濱北会長  
事務局

それでは、これで全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第9回長洲町農業委員会定例会を閉会いたしますが、先ほど言いましたように、今年もうあと二十日です。体調には気をつけて、そして新年をお迎えください。そしてまた1月には元気な顔でお会いいたしましょう。  
起立。礼。

閉会 (終了 午前10時46分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印